

## 望まれる弁護活動の在り方を考える

### 発達障害傾向の被疑者・被告人弁護における他職種連携

立命館大学大学院  
応用人間科学研究科  
臨床心理学領域  
河邊 光

触法行為をした発達障害者が公正な判決を受けるためには、弁護人による障害特性を踏まえた適切な弁護活動が必要であると考えられる。しかし弁護人もまた裁判員、更には検察、裁判官と同様に、障害特性の理解に関する専門家ではない。発達障害など、他者からの理解されにくさのある被疑者・被告人を弁護していく中での葛藤は当然生じうる。

本研究では、発達障害傾向にある者が裁判で罪に問われた時、裁判の過程で弁護人ができることは何かを明らかにする。発達障害傾向にある被疑者・被告人弁護の際に必要なのが他の専門職との連携であると仮定し、弁護活動の過程における弁護人の葛藤と、その葛藤の中で弁護人としての役割をどのように果たしていくか理解することを目的とする。

インタビューの対象となった研究協力者は、発達障害傾向にある被告人・被疑者の弁護を経験したことがある弁護士 5 名であり、半構造化面接の形式でインタビューを行った。分析手法には修正版グランデッド・セオリーアプローチを用いた。

研究結果より、弁護人はまず【他職種連携を求めるプロセス】を経験する。発達障害傾向にある被疑者・被告人と出会ったとき、一般人と同じ感覚で障害特性に対する“気付き”を得る。その後、他の専門性の必要性を感じ、他職種連携を求める。連携を求める過程で、金銭的な問題や専門家の不在、時間のなさがその妨げとなりうる。

連携がうまくいった場合、個々の専門性を生かした【それぞれの対人援助】が行われる。弁護士は弁護士として、人として、被告人に向き合う。現在の制度上、他の専門家には出来ることには限界はあるが、専門性に基づく役割分担がなされていることは、弁護人自身の活動の支えとなっている。

公判は弁護人だけで行われるわけではなく、他の専門家や被告人の身近な人々の協力の中、すべては【被告人のために】行われる。ただし、現在の司法システムの中で他職種の必要性は未だ認められにくく、他の専門職が出来る支援には限界がある。また、公判の場において、被告人の特性が弁護人の予期していない形で現れることもある。

【望まれる弁護活動の在り方】として、実際に弁護するまでにできることは何かという、予防的観点からその在り方を広く考えている姿が見られた。弁護士自身の学びを深めるだけでなく、地域の力をはぐくみ、身近な支援者を育てる必要性が示唆されていた。このような望まれる弁護活動が実現されるためには、司法システムの在り方についても変化が求められてくると考えられる。弁護士自身も地域に根付いた存在となり、より身近で当事者に長期的にかかわることが出来る支援者となることが望ましい。そして、1 人の弁護士が心身を守りつつより長く働きやすい環境を作ることが、今後の社会では求められている。